

3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

施設利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

火器及び危険物

(2) 面会

面会時間 14：00～16：00（原則として） その他の時間の場合もご相談ください。

※来訪者は、必ずその都度受付の面会用紙にご記入下さい。

※なお来訪される場合、犬、猫、小鳥等ペットの類の持込みは原則として禁止とさせていただきます。

(3) 外出・外泊（契約書第24条参照）

外出、外泊をされる場合は、外泊開始日の7日前までにお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、**7日前まで**にお申し出下さい。**7日前までに**申し出があり、3食すべて欠食の場合には、重要事項説明書5に定める「食費自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂きます。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設敷地内での喫煙はできません。

5. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。また事故の発生において施設の責任がないと認められる場合、施設は損害賠償責任を負わないものとします。